

ふるさと納税について

1 ふるさと納税制度の改正について

平成 26 年度からスタートしたふるさと納税ですが、平成 27 年度から次のように改正されました。

(1) 記念品贈呈の範囲の改正(市要綱)

平成 26 年度までは、市民への記念品の贈呈はできませんでしたが、今年度から市民がふるさと納税しても記念品を贈呈することができるようになりました。

(2) 記念品贈呈の回数の改正(市要綱)

平成 26 年度までは、同じ人のふるさと納税に対する記念品の贈呈は、1 年度で 1 回限りでしたが、今年度からふるさと納税をしていただいた回数だけ記念品を贈呈することができるようになりました。

(3) 特例控除額の上限が個人住民税所得割額の約 1 割から約 2 割に拡充(税法)

ふるさと納税に関する税制改正により、住民税のおよそ 1 割程度だった還付・控除額の上限が 2 割程度に拡大しました。

(4) 給与所得者等がふるさと納税を行う場合は確定申告が不要(税法)

もともと確定申告をする必要のない人が、4 月 1 日から 12 月 31 日までの間に 5 自治体までのふるさと納税であれば、「寄付金税額控除に係る申告特例申請書」を各自治体に郵送することで確定申告が不要となります。(ワンストップ特例制度)

2 ふるさと納税の申し込み方法等の改善について

平成 27 年 4 月から、ふるさと納税応援サイトの「ふるさとチョイス」から、電子申請とクレジット決済ができるようになりました。なお、市のホームページからも電子申請ができるようになりました。

3 ふるさと納税の実績について

平成 26 年度のふるさと納税件数と納税額は、下記のとおりとなりました。

件数	納税額	備考
2,056 件	23,233,000 円	最高額 100 万円 1 件 12,000 円～500,000 円 26 件 1 万円以下 2,029 件

4 希望の多い記念品上位(平成 26 年度)

1 位: 米(約 35%) 2 位: イチゴ(約 20%) 3 位: メロン(約 8%)
4 位: シラス(約 8%) 5 位: 芋切干し(約 7%)

5 平成 27 年度について

4 月 1 日から 20 日までの申込件数が、1,500 件を超えました。

(昨年度のスタートは 7 月 1 日で、それから 23 日までで 308 件)